

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活動推進法に基づく

## 社会福祉法人ユタカ福祉会 行動計画

- 職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮することができるよう、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 5年 4月 1日～令和 9年 3月31日までの5年の間

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### 【取組内容】

- ・令和 5年 4月～ 制度に関する書類を作成し、職員が閲覧できるようにする
- ・令和 5年 4月～ 相談窓口を設置し、制度の説明等を行う

目標2：男女ともに育児休業取得率を90%以上とする。

### 【取組内容】

- ・令和 5年 4月～ 利用可能な両立支援制度に関する周知を行う
- ・令和 5年 4月～ 育児休業および介護休業からの復職者に対し、上司、人事担当者による面談を開催
- ・令和 5年 4月～ 男性や非正規職員の両立支援制度の利用を推進する取組を行う

目標3：男女とも子育てしやすい環境を整える。

### 【取組内容】

- ・令和 5年 4月～ 管理職への調査による実態把握を行う
- ・令和 5年 4月～ 始業・終業時刻の繰り上げ又は繰下げを弾力的に行う
- ・令和 5年 4月～ 相談窓口を設置し、職員に制度の説明等を行う
- ・令和 5年 4月～ 年2回行う新人・実務者合同研修に、産前産後休業や育児休業、介護休業等の項目を追加する